

平成 25 年度事務事業評価調書

事業コード	01010101	区 分	■ 実行 □ 経常
事務事業名	地域防災計画改定事業	担当部署名	総務課
		作成責任者職氏名	課長 森田 洋文
		内線	221
第4次総合計画体系	(基本柱)	(基本施策)	(細施策)
	01安全・安心・環境	01防災対策の推進	01地域防災計画の改定
実施期間	■ 単年 □ 継続 (平23年度～平成23年度)		実施方法 □ 直営 ■ 委託 □ 補助等
根拠法令等	■ 有 □ 無	法令等の名称	消防法
		義務付け	■ 有 □ 無

I 事務事業の概要<Plan>

(1)事務事業の目的及び内容	(2)対象(誰を対象とするのか)
<p>①目的</p> <p>村の特性に応じた防災活動の総合的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>②内容</p> <p>地域防災計画の改定を行う。(土砂災害などの安全で迅速な避難のマニュアルの作成など)</p>	<p>村民</p>
(3)期待される効果(本事業によって対象者をどのような状態にしたいのか)	(4)事務事業を進める上での課題や問題
<p>避難勧告及び伝達が住民と行政との連携</p>	<p>村民、防災関係者、行政との連携</p>

II 事務事業の実施<Do>

(1)事務事業の事業費及びコスト費								
	23 年度 実績	24 年度		25 年度 事業費(見込)	26 年度 事業費(見込)			
		事業費(予算)	実績(見込)					
事業費(見込含む)(千円)(A)	3,675	2,940	2,940	0	0			
財 源 内 訳	国庫支出金							
	府支出金	3,675		1,960				
	分担金・負担金							
	使用料・手数料							
	起債							
	その他の特財							
一般財源		2,940	980					
人 件 費	一般職員所要人員(人)(B)	0.12	0.12	0.12	0.24			
	一般職員人件費(平均給与×(B))(千円)(C)	666	666	666	1,331	0		
総コスト費(千円)(A+C)	4,341	3,606	3,606	1,331	0			
人口あたりコスト(円)	716	595	595	220	0			
(2)成果指標等								
番号	指標区分	指標名称	単位	24 年度			25 年度 目標値	26 年度 目標値
				目標値	実績値	達成率(%)		
①	目標指標	防災計画作成	一式	1	1	100%	-	-
②	目標指標		戸				-	-
③	目標指標		部				-	-

○目標指標評価値(達成率平均値) 100% / 1 = 100% (A)

(1/2)

III 事務事業の評価<Check>

(1)成果の自己検証		
評価項目	評価結果	評価の理由及びその考え方
①妥当性 ※施策の目的が村の政策体系に貢献しているか	4 4. 大いに貢献している 3. 概ね貢献している 2. あまり貢献していない 1. 貢献していない	避難勧告等判断・伝達のマニュアル作成については、大阪府と協議の上策定した。また、防災計画については、H24年度に改訂を行う。
②有効性 ※期待された効果が得られているか	4 4. 効果がある 3. 一応の効果がある 2. あまり効果がない 1. 効果がない	マニュアルは基準を定めることによって、適正に判断の材料となるため有効的である。防災計画については、村の基本計画となるため、有効である。
③効率性 ※効率的に進められているか	4 4. 非常に効率は良い 3. 概ね効率は良い 2. あまり効率は良くない 1. 効率は良くない	マニュアル及び防災計画に基づき業務執行するため、職員の配置転換があつたとしても、効率的に進めれると考えている。
④公平性 ※受益や負担が公平になっているか	4 4. 公平である 3. 概ね公平である 2. 少し偏りがある 1. 公平ではない	マニュアル及び防災計画により不透明をなくすため、公平である。

○事務事業評価値 (①～④の合計/16) **16** / 16 **100%** (B)

(2)検証結果			
目標指標評価値 (A)	事務事業評価値 (B)	総合評価値 (A)+(B)/2	評価ランク(改善の目安)
100%	100%	100%	a a: 90%以上(現状維持又は拡充) d: 30~49%(休止・廃止又は縮小) b: 70~89%(見直し又は現状維持) e: 30%未満(休止・廃止) c: 50~69%(縮小又は見直し改善)

IV 事務事業改善の方向性<Action>

(1)改善の方向性	
①改善の方向性(自己評価)	B ← A: 拡充 B: 現状維持 C: 見直し D: 縮小 E: 休止・廃止
②改善の方向性の理由、改善する上での具体的な改善策や課題等	
地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき定めるものであり、本村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本村の地域に係る防災(災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策)に関する事項を定めるものである。東日本大震災や集中豪雨などの自然災害などに対する予防や対策を講ずるため、引き続き、計画の改定を実施する。	

V 事務事業評価結果(担当者は記入しないでください。)

(1)政策担当結果	
防災計画の改定については、本村域及び村民の生命、財産を災害から保護するため防災に関する事項を定めたものであり、必要不可欠の計画である。現計画は平成25年3月に改定されたものである。大阪府防災計画の見直し合わせて修正する必要がある、よって継続事業とし、引き続き改定作業を進めるべきと考える。	B A: 拡充 B: 現状維持 C: 見直し D: 縮小 E: 休止・廃止
(2)第三者による有識者会議結果	
	B A: 拡充 B: 現状維持 C: 見直し D: 縮小 E: 休止・廃止
(3)行政経営戦略会議結果	
防災計画の改定については、本村域及び村民の生命、財産を災害から保護するため防災に関する事項を定めたものであり、必要不可欠の計画である。現計画は平成25年3月に改定されたものである。大阪府防災計画の見直し合わせて修正する必要がある、よって継続事業とし、引き続き改定作業を進めるべきと考える。	B A: 拡充 B: 現状維持 C: 見直し D: 縮小 E: 休止・廃止